



令和6年7月3日発行（令和6年度 第3号）

認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！



確認印欄

認定調査が遅れており、大変ご迷惑をおかけしています。

解消に向け、調査員の増員等、取り組みを強化しています。ご理解いただければ幸いです。

★★「1-5 座位保持」★★

【定義】

背もたれがない状態での座位を10分間程度保持できるか、能力を評価します。

注意するポイント

- 座位になるまでの行為は含みません。
- 椅子に座る機会がない場合は、畳の上やトイレ使用時の状態を評価します。
- 長座位、端座位などの座り方は問いません。
- 膝や机の上に加重している場合は「自分の手で支えればできる」、大腿の裏側に手を差し入れて太ももをつかむなど後傾しないよう支える場合は「支えがあればできる」を選択します。
- 福祉用具を使用している場合は、使用している状態で判断し、状況の特記事項に記載してください。
- 日によって介助の方法が異なる場合は、調査日からおおむね1週間でより頻回にみられる状況や日頃の状況で選択します。その状況の特記事項に記載してください。
- 「座位保持」は一次判定結果に影響が出やすく、選択に迷う項目の一つです。悩んだときはご相談ください。



★★「認定調査員テキスト2009改訂版」の一部改正について★★

令和6年3月末で「介護療養型医療施設」が廃止されたことに伴い、認定調査票（概況調査）の施設等利用欄から「介護療養型医療施設」を削除する改正が令和6年4月2日付で行われました。

お渡ししている認定調査票は改正に応じたものに变更されています。

～認定調査ご協力をお願い～

日頃から認定調査にご協力いただき、ありがとうございます。

認定調査を再開してくださる事業所や、新たに認定調査をしてくださるケアマネさんがありましたら、下記までお問合せください。

遅延の解消に向け、引き続きご協力をお願いいたします。

【介護認定の状況】（R6.7.2時点）

5月申請	570 件のうち審査会の予定が決まっていない数	214 件
6月申請	538 件のうち審査会の予定が決まっていない数	382 件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係 （44-8221（直通））



認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！



確認印欄

認定調査が遅れており、大変ご迷惑をおかけしています。

解消に向け、調査員の増員等、取り組みを強化しています。ご理解いただければ幸いです。

★★「4-3 感情が不安定」★★

【定義】

泣いたり、笑ったりして感情が不安定になる行動の頻度を評価します。

悲しみや不安などにより涙ぐむなどの状況が不自然なほど持続したり、場面にそぐわないなど不適当な行動があったりする場合をいいます。

注意するポイント

・もともと感情の起伏が大きい等ではなく、場面から見て不適当かどうかで選択します。

例題



① 「亡くなった妻を思い出して泣くことが毎日あり、食事がとれず、夜間眠れない状況が1か月間続いている。」

→ 「ある」を選択。日常生活に影響が出るほど続いているため、場面に不適切なほど持続していると判断し、該当ありとします。

② 「家族に物忘れを指摘され、怒って不機嫌になることが毎日ある。」

→ 怒る理由があるため、「ない」を選択。ただし、場面に不適当なほどの怒り方をする場合はその頻度により選択してください。

～認定調査ご協力をお願い～

日頃から認定調査にご協力いただき、ありがとうございます。

認定調査を再開してくださる事業所や、新たに認定調査をしてくださるケアマネさんがおりましたら、下記までお問合せください。

遅延の解消に向け、引き続きご協力をお願いいたします。

【介護認定の状況】（R6.8.8時点）

6月申請	538 件のうち審査会の予定が決まっていない数	101 件
7月申請	537 件のうち審査会の予定が決まっていない数	344 件



令和6年9月9日発行（令和6年度 第5号）

認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！



確認印欄

★★「項目の選択基準」について ①★★

調査項目は「能力」「介助の方法」「有無」の3つの評価軸で項目を選択します。
認定調査の基本的な考え方になりますので、再確認しましょう。

※今回は【能力】【介助の方法】です。次回【有無で評価する項目】について取り上げます。

【能力で評価する項目】…1群「立位保持」等、2群「嚥下」、3群、5群「意思決定」
「できる」か「できない」か、可能な限り試行して評価します。

ただし、試行した結果と日頃の状況が異なる場合は、過去1週間の状況でより頻回な状況に基づき選択します。

注意するポイント

・できる時とできない時がある場合、頻度を聞き取り、頻度で選択します。介助が発生する「できない時」で選択がされている場合がありますので、ご注意ください。

【介助の方法で評価する項目】…1群「洗身」等、2群、5群「薬の内服」等
介助が「行われている」か「行われていない」かで評価します。

ただし、対象者にとって不適切であると判断する場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助の方法を選択します。

また、介護の手間と頻度を特記事項に記載します。

注意するポイント

・「見守り等」「一部介助」「全介助」といった選択肢は、介助の量を意味するものではなく、介助の方法を意味します。「一部介助ほど手間がかかっていない」といった理由で選択することが無いよう、ご注意ください。

～認定調査ご協力をお願い～

日頃から認定調査にご協力いただき、ありがとうございます。

皆様のご協力のおかげで、遅延が解消されつつありますが、高齢化率の上昇に伴い、今後も申請件数は多く見込まれています。

引き続き、認定調査へのご協力をお願いいたします。

認定調査を再開してくださる事業所や、新たに認定調査をしてくださるケアマネさんがおりましたら、下記までお問合せください。

【介護認定の状況】（R6.9.6時点）

7月申請	538 件のうち審査会の予定が決まっていない数	47 件
8月申請	534 件のうち審査会の予定が決まっていない数	387 件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係（内線 394・395）



令和6年11月5日発行（令和6年度 第6号）

認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！



確認印欄

★★「項目の選択基準」について ②★★

調査項目は「能力」「介助の方法」「有無」の3つの評価軸で項目を選択します。認定調査の基本的な考え方になりますので、再確認しましょう。

※今回は【有無で評価する項目】について取り上げます。【能力】【介助の方法】は9月号で取り上げましたのでご参照ください。

【有無で評価する項目】…1群「麻痺等・拘縮」、2群「外出頻度」、3群「徘徊」等、4群「ある」か「ない」か、実際に行ってもらるか、状況を聞き取って評価します。

ただし、確認した状況と日頃の状況が異なる場合は、過去1週間の状況でより頻回な状況に基づき選択します。その場合は確認した状況と、日頃の状況との違い、選択した根拠を特記事項に記載します。

注意するポイント

・「4-12 ひどい物忘れ」については、物忘れによって何らかの行動が起こっているか、周囲の者が何らかの対応をとらなければならないような状況を言います。

物忘れがあるだけでは該当しません。一方で、行動が発生していなくても周囲が対応をしなければならない状況がある場合は、「行動が発生している」として評価します。

～認定調査ご協力のお願い～

日頃から認定調査にご協力いただき、ありがとうございます。

皆様のご協力のおかげで、遅延が解消されつつありますが、高齢化率の上昇に伴い、今後も申請件数は多く見込まれています。

引き続き、認定調査へのご協力をお願いいたします。

認定調査を再開してくださる事業所や、新たに認定調査をしてくださるケアマネさんがおりましたら、下記までお問合せください。

【介護認定の状況】（R6.11.5時点）

9月申請	593件のうち審査会の予定が決まっていない数	27件
10月申請	554件のうち審査会の予定が決まっていない数	275件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係 （内線 394・395）





認定調査 “ワンポイント・アドバイス”



（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

★★「3-4 短期記憶」★★

【定義】

面接直前に何をしていたか思い出す能力を評価する項目。



注意するポイント

- ・面接直前または当日行ったことについて具体的に答えることができれば、「できる」を選択します。（食事を食べたか、食べていないかわかっているかであると判断してよい）
- ・上記の質問で確認が難しい場合は、3品法を行います。
〔3品法の正しい方法：3品提示し、5分以上時間を置いた後、2品提示し、残り1品を回答できるかどうかで評価。〕
- ・調査当日の状況と対象者や家族から聞き取りした日ごろの状況が異なる場合は、調査日より概ね過去1週間の状況において、より頻回な状況に基づき選択します。

★★「4-12 ひどい物忘れ」★★

【定義】

「ひどい物忘れ」行動の頻度を評価する項目。認知症の有無や知的レベルは問いません。火の不始末など、物忘れによって、何らかの行動が起こっているか、周囲の者が何らかの対応を取らなければならないような状況を評価します。

注意するポイント

- ・電話の伝言をし忘れるといった、単なる物忘れは含みません。
- ・周囲の者が実際対応しているかどうかは選択基準に含みませんが、具体的な対応の状況を特記事項に記載してください。
- ・物忘れがあっても、それに起因する行動が起きていない場合や、周囲の者が何らかの対応をとる必要がない場合は、「ない」を選択します。

★★「3-4 短期記憶」と「4-12 ひどい物忘れ」について★★

「3-4 短期記憶」は能力で評価（できるかできないか）し、「4-12 ひどい物忘れ」は有無で評価（あるかないか）する点に注意します。

【介護認定の状況】（R7.2.4 時点）



12月申請 572件のうち審査会の予定が決まっていない数 29件

1月申請 613件のうち審査会の予定が決まっていない数 428件

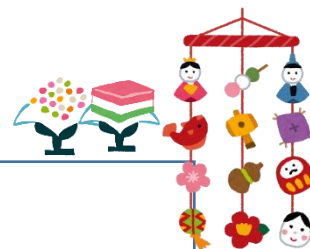
桐生市役所 健康長寿課 介護審査係 (44-8221)



令和7年3月18日発行（令和6年度 第10号）

認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！



確認印欄

★★認定調査員向け e ラーニングシステムについて★★

令和6年7月から、認定調査員向け e ラーニングシステムが変わりました。
各自で申し込み、時間があるときに学習ができます！
ぜひ登録し、ご利用ください。

【e ラーニングシステムについて】

厚生労働省がインターネット上で提供する認定調査員のための学習支援システムです。
e ラーニングの教材で学習することにより、要介護認定に関する知識を復習できます。

・ 利用方法

①利用申込をする

※1つのアドレスに対し、1人の受講者登録となります。事業所等の同じアドレスで複数人が受講することはできません。また、一度登録したアドレスは、再登録できませんのでご注意ください。

②申込受付完了メールが届く

③「e ラーニングのご案内」メールが届く

④受講開始



利用申込をすると、選択した自治体にIDと受講状況が送信されます（受講者名は送信されません）。ご承知ください。

このワンポイントアドバイス作成前に、e ラーニングに取り組みましたが、判断基準を振り返ることができ、自身の調査を見直すよい機会となりました。判断基準の学習が主なので、実際の調査の場面に即さない質問もありますが、復習にととても役立ちました。
ぜひご活用ください。（ワンポイントアドバイス担当より）



【介護認定の状況】（R7.3.18 時点）

1月申請	613 件のうち審査会の予定が決まっていない数	26 件
2月申請	527 件のうち審査会の予定が決まっていない数	211 件
桐生市役所 健康長寿課 介護審査係		（44-8221）

